

公民館施設使用料導入に係る小金井市公民館条例の一部改正（案）について主な改正点

① 使用料等

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、次に掲げる場合の使用料は、無料とする。

- (1) 市、教育委員会等が使用するとき。
- (2) 障がい者、介護者及びその支援者で構成する団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。
- (3) 社会教育団体又は福祉団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。
- (4) 主に18歳以下の者で構成される団体であつて、公民館使用団体登録の承認を受けた団体が使用するとき。

2 使用料納入後に使用の内容を変更し、既納の使用料に不足額が生じたときは、使用者は変更の承認を受けるとともにその不足額を納入しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納とすることができる。

② 使用料の減額又は免除

第10条の2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項に定める使用料を減額又は免除することができる。

③ 使用料の不還付

第10条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表（第10条、第10条の4関係）

名称	使用区分	定員	使用料 (1時間当たり)
小金井市公民館	学習室A	20人	100円
	学習室B	40人	200円
	集会室	30人	200円

小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人	200円
	学習室B	35人	200円
	学習室C	30人	200円
	視聴覚室	20人	200円
	集会室A	30人	100円
	集会室B	25人	100円
小金井市公民館 東分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	30人	100円
	家事实習室	30人	200円
	生活室	20人	100円
	視聴覚室	20人	100円
小金井市公民館 緑分館	学習室A	25人	200円
	学習室B	20人	200円
	学習室C	25人	200円
	家事实習室	50人	300円
	生活室	15人	100円
	レクリエーション室	110人	600円
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)	100円
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	視聴覚室	45人	400円
集会室A	25人	100円	

	集会室B	25人	100円
小金井市公民館 貫井北分館	学習室A	30人	200円
	学習室B	27人	200円
	学習室C	8人	100円
	学習室D	15人	200円
	生活室A	8人	100円
	生活室B	16人	200円
	I TルームA	8人	100円
	I TルームB	8人	100円
	創作室	24人	200円
	北町ホール	70人	500円
	スタジオ	5人	100円

備考 小金井市公民館貫井南分館集会室A及び集会室B並びに小金井市公民館緑分館集会室A及び集会室Bが老人福祉施設として使用される場合並びに小金井市公民館緑分館が宿泊使用団体により宿泊使用される場合は、無料とする。

④ 令和8年9月1日使用分より適用